平成２２年（フ）第１６８号
兵庫県伊丹市西野２丁目73番地　ハイツおおとり402号
債務者　坂上亜莉紗
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８４号
島根県雲南市大東町幡屋1292番地
債務者　小村　守男
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２号
島根県雲南市大東町仁和寺2364番地３
債務者　藤澤三保子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
広島県福山市松永町５丁目41番８号
債務者　森本　康夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５８号
山口県熊毛郡田布施町大字波野33番地
債務者　紙本　　勉
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２７号
佐賀県唐津市肥前町瓜ヶ坂395番地
債務者　川口　末吉
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１８３号
熊本市健軍１丁目１番９号　ウシジマハイツ神水403号室
債務者　豊福　加代（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１９号
熊本市若葉６丁目３番61号　レイクサイド有明102
債務者　増田　博子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２０号
熊本市若葉６丁目３番61号　レイクサイド有明102
債務者　上妻　規子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６６号
熊本県合志市須屋2756番地６
債務者　菅原　信二
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６９号
熊本市上代８丁目14番12号　ファミール城山105号室
債務者　西原　純一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７０号
熊本市上代８丁目14番12号　ファミール城山105号室
債務者　西原スエ子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７１号
熊本市上代８丁目14番12号　ファミール城山105号室
債務者　西原日出治
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９１号
熊本市新町４丁目９番２号　新町団地ＲＣ―１―21
債務者　渡邉　淳子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３０５号
熊本市島崎１丁目21番12―301号
債務者　松本　京子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３０号
熊本県合志市須屋3685番地、住民票上の住所熊本県合志市須屋525番地１
債務者　田中　美香
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９９５号
愛知県瀬戸市原山台２丁目10番204番
債務者　石坂　一博
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部